

亀山市立加太小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成29年7月改正

令和2年4月改正

1 いじめに対する基本的な考え方

(定義)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

上記の考え方のもと、亀山市教育ビジョン及び亀山市いじめ防止基本方針に基づき、全ての教職員が「いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりうるものである。」「いじめは、人権を侵害するものであり、人として決して許される行為ではない。」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめの防止等は、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底的に取り組むべき重要な課題であり、学校、家庭、地域等すべての関係者が、総がかりで取り組むべき問題である。

いじめをなくすためには、本校の少人数の良さを生かしながら、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要であると考える。

これらのことを踏まえ、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、児童の相談や支援体制の構築に努める。
- ④いじめの早期解決のために、学校は関係機関や専門機関と連携を図り、組織的な対応に努めながら、適切な指導を継続する。
- ⑤学校と家庭、地域が協力して、事後指導にあたる。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、心理の専門家等によって構成されるいじめ防止対策委員会を常設する。また、必要に応じて、学級担任が委員会に加わる。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめ防止の対策のための具体的な取組

(1) いじめ防止のために

- ① いじめについての共通理解
 - ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。
 - イ 児童に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
(例 何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する等)
- ② いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ア 学校の教育活動全体を通じて、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
 - イ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ③ いじめが生まれる背景と指導上の注意
 - ア いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、児童の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団作りを進めていくことが求められる。
 - イ ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。
 - ウ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、一人ひとりに目を向けたきめ細やかな指導、支援を行う。
- ④ 自己有用感や自己肯定感を育成
 - ア 全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、子どもの自己有用感が高められるよう努める。
 - イ 自己肯定感を高められるよう、少人数の良さを生かした体験活動や異学年集団の取組などを積極的に設ける。
- ⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定
 - ア 4月、11月をいじめ防止月間とし、児童自らがいじめの問題について学び、

主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

イ その際、全ての児童が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動となるよう働きかけ、教職員は児童とともにいじめ防止に向けて積極的に取り組む。

ウ 道徳教育を通して、豊かな情操や自律心を培い、いじめを防止する素地を育てる。また、情報モラル教育を随時行い、インターネットやSNS上におけるいじめを抑制しようとする態度を育てる。

(2) 早期発見のために

① いじめの実態を把握するための取組

ア 日常的な児童への目配りや生活ノート(連絡帳)等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。

イ 年に2回以上の生活アンケート(いじめアンケート)調査や学期1回以上の教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。

ウ いじめに関して相談しやすい体制を整備するとともに、保健室や職員室の利用、電話相談窓口について広く周知する。

② 保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、児童の情報交換が日常的にできるようにする。

(3) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止め、当該児童に適切な指導を行う。また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、ていねいに聞き取りをし、事実確認を行う。いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つことが必要である。いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することも必要である。

イ 発見・通報を受けた教職員は、学校における「いじめの防止対策委員会」に直ちに情報を共有し、対応方針について話し合う。その後、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者、被害加害双方の保護者に連絡する。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

ア いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童の安全を確保する。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

ア いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、

学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力も得ながら対応にあたる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め、教育的配慮のもと毅然とした対応をする。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。

いじめの解決とは、被害児童やその保護者からの被害の訴えがなく、かつ複数の教職員の観察等から実態がないと判断されたときとするものとする。

⑤ ネット上のいじめへの対応

ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

⑥ いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 保護者・地域の役割

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」とされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされ、いじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

学校は、PTAの各種会議や保護者会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学級通信や学年通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進しなければならない。

また、学校は、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけでなく地域住民もまきこんで、地域ぐるみのいじめ防止対策を効果的に推進することが必要である。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態とは、①「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、②「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

①については、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。申し立ての内容は学校にとって極めて重要であるにとらえ、調査をしたかかったり重大でないとは判断したりしないよう留意する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、亀山市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会が調査を行い事態の解決に当たる。また、事案によっては、亀山市教育委員会の調査機関が調査を行い対応にあたる。

調査結果については、亀山市教育委員会を通じて亀山市長に報告する。